

入札説明書等の訂正について

令和7年9月1日付けで公告した一般競争入札（市政記者室デジタル複写機の賃貸借）について下記のとおり入札説明書等を訂正します。

令和7年9月5日

記

○入札説明書等「市政記者室デジタル複写機の賃貸借」について入札金額の算出方法を訂正しました。それに伴い、入札説明書等を見直しましたので、ご確認ください。

① 入札説明書「5 入札方法（1）～（14）」を以下のとおり修正する。

- (1) 入札書は、別紙4を使用し、入札金額には月間保守料（修繕及び用紙代・ステープル代を除く消耗品等）を含む月間賃貸借料を記入すること。
- ~~(2) 月間賃貸借料（月間保守料を含む）の算出方法は次のとおりとする。
月間賃貸借料（月間保守料を含む）＝仕様書に示す月間使用見込枚数×入札書の内訳明細に記載された単価（複写片面1枚当たりの額とし、小数点以下第2位までを記載すること。）~~
- ~~(3) (1)に示す月間賃貸借料（月間保守料を含む）の条件は次のとおりとする。
ア この入札により調達する複合機の搬入及び搬出並びに設定に要する一切の経費、保険料等を含むこと。
イ コピーカード、コピー枚数管理装置を要する複合機については、その経費を含めること。
ウ 修繕費、トナー交換、消耗品（用紙代及びステープル代を除く。）に係る経費を含むこと。~~
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しない者は、入札を辞退したものとみなす。また、郵送による入札は、無効となるので注意すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (6) 入札回数は、3回を限度とする。
- (7) 再度の入札において前回入札最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 開札は、入札終了後直ちに行う。
- (9) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (10) 入札に参加する資格のある者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札執行前にあっては、入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（4の(2)の場所）に持参し、又は郵送すること。入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。
- (11) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (12) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

②「別紙4」を以下のとおり修正する。

入札書（第 回）

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

件 名	市政記者室デジタル複写機の賃貸借
入札金額(※)	金 円

※ 入札金額は月額となるので注意すること。5 入札方法の(1)、(3)を熟読の上記載すること。